

事 務 連 絡  
平成 27 年 12 月 25 日

特定個人情報保護関係部局担当課（室）長 殿

特定個人情報保護委員会事務局総務課長

特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応における留意事項について  
(行政機関等における対応に関する留意事項)

行政機関及び独立行政法人等における特定個人情報の漏えい事案その他の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合の対応の詳細については、「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応における留意事項について」(平成 27 年 10 月 9 日付け当職事務連絡)にてお示ししているところです。

今般、平成 28 年 1 月 1 日からは「行政機関等において特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について(通知)」(平成 27 年 12 月 25 日付け特個第 810 号特定個人情報保護委員会事務局長通知)に沿って対応するよう通知されましたが、同通知に沿って対応する際には、下記の点にも留意いただくようお願いします。

また、所管の独立行政法人等(「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。)に対しても下記の点に留意して対応するよう周知願います。

記

1 個人情報保護委員会に対する報告

行政機関及び独立行政法人等において、番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、次のとおり、個人情報保護委員会に報告してください。

個人情報保護委員会に報告する際には、原則として、登録いただいた担当窓口から報告してください。

(1) 報告方法

- ① 「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」(平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号。以下「規則」という。)第 2 条各号に該当する重大事態又はそのおそれのある事案が発覚した場合  
合
  - ・ 発覚後直ちに、別紙様式による第一報を個人情報保護委員会に F A X してください。その際、受理確認のための電話をお願いします。なお、発覚時点が夜間、休日の場合には、原則として翌開庁日にそれまでに把握した事項や行った措置等

を併せて報告してください。

- ・ 別紙様式を用いて個人情報保護委員会に第一報をした事案について、その後、規則第3条に基づく報告をするときは、第一報の際に作成した報告に追記して（追記・変更部分に下線）報告してください。

② 番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合（①の事案を除く事案の場合）

- ・ 原則として、電子メールにより、個人情報保護委員会に報告してください。ただし、不正プログラム等による情報漏えい等の場合は、FAXを用いてください。
- ・ 事実関係及び再発防止策等について、速やかに個人情報保護委員会に報告してください。なお、報告の際には、別紙様式、任意に作成した様式のどちらの方法でも構いません。

(2) 報告先

- ・ FAX : 03 - 3582 - 8286
- ・ e-mail : houkoku.bangou@ppc.go.jp

（個人情報保護委員会事務局総務課 監視・監督担当）

（注）報告事案が、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）又は「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）における保有個人情報の漏えい等事案にも該当する場合は、別途、総務省行政管理局が定めた同局への情報提供が必要ですのでご注意ください。

2 報道発表資料等の情報提供

特定個人情報の漏えい事案等を報道発表する場合には、報道発表する前に、報道発表資料等を個人情報保護委員会の上記1（2）の報告先に情報提供いただきますようお願いいたします。

<担当>

特定個人情報保護委員会事務局総務課

監視・監督担当

電 話 : 03 - 6441 - 3693

F A X : 03 - 3582 - 8286

e-mail : guidelines.bangou@ppc.go.jp